

## 令和7年度第1回文化財保護委員会議事録

### 1. 日時・場所

令和8年2月17日（火） 午前10時～正午 知立神社（洋間）

### 2. 出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、鷹巣純、杉浦卓次、鬼頭秀明、杉野丞（以上委員）

知立神社神山宮司

宇野教育長、市川教育部長、河合課長、近藤課長補佐、堀木田、木全、安藤

### 3. 傍聴者

0名

### 4. 議題

- (1) 令和6年度主要事業報告について
- (2) 指定文化財のプレ調査
- (3) その他

### <議事内容>

#### 1. あいさつ

#### 2. 議題

##### 議題（1）令和6年度主要事業報告について

委員長：議題（1）令和6年度主要事業報告について、事務局より事前に資料が配布されていまして。ご意見のある委員は発言をお願いします。

委員：『はじめての知立市史』の増刷について、非常に好評だと聞いていますが、売れ行きや増刷部数について教えてください。また、先ほど教育長がおっしゃったジオラマについて、今後どのように周知を行っていくか教えてください。

事務局：『はじめての知立市史』は1000部印刷しており、約半分をさまざまな図書館・博物館等の関連機関に贈呈し、それ以外を販売用としております。今年になって残部がわずかとなっており、500部増刷の手はずを整えております。

昨年度、歴史民俗資料館2階にリニューアルしたジオラマにつきましては、入口から離れた2階であることから訪れていただくことが難しい面もあり、資料館入口付近にジオラマの案内看板を設けています。また、ジオラマだけではなく企画展等で併せて来館者を増やし、ジオラマについても周知していく状況です。

委員長：ありがとうございました。他にないようですので、令和6年度事業報告について終了させていただきます。

## 議題（2）指定文化財のプレ調査

委員長：事務局より説明をお願いします。

事務局：前回の文化財保護委員会において、今後は指定文化財の保管状況の確認調査を行ってはどうかというご意見をいただいております。今後は班に分かれて本調査をしていくことになると思いますが、本日は本調査を円滑に進めるためのプレ調査を行い、先生方のご意見をいただきたいと思います。今回の調査の流れは、まずは指定文化財の所在の有無を確認し、次に文化財の状態の確認、さらに所有者の方にお話を伺い、問題がないかどうかの聞き取りをします。時間も限られていますので、これより皆さまで確認をしていただきたいと思います。

委員：質問よろしいでしょうか。書式やシステムについては確認後に議論することになるのでしょうか。

事務局：本日は時間に限りがありますので報告書へ記入いただき、次回の保護委員会で議論できればと考えています。

委員長：次回の保護委員会の見通しはいかがですか。

事務局：来年度の早い段階で開催したいと思っております。

委員：今日は実物をすでにご用意いただいているので調査に時間をかけたほうが良いと思います。

委員：今日はプレ調査ということですが、本調査は別途行うということですか。

委員：知立神社には指定以外のもので指定に準ずる資料があると思われますが、基礎調査をしていないのに、指定になっている資料の確認調査をするというのは順番としてはおかしいと思います。台帳に記載されていない文化財をこの委員会で調査し次の指定を増やしていくことが保護委員会の本来の役目であり、指定文化財の管理確認は随時併行してやればよいと思います。

委員：指定物件の確認ということですが、文化財保護委員会というのはそれぞれ専門がいて、私は建造物なので外の拝殿とか葺き替えの問題等のほうが心配なのですが、本質的には文化財の審議委員がその専門の立場で確認するものです。ただ審議委員会と専門委員という立場からすると、この調査というのは、今、委員がおっしゃったように、知立神社で所有されている未調査の資料から、新たに文化財を発掘するというのが本来の仕事です。所有者の方から資料を提示いただければ本格的に調べて、報告書を作成し県指定、国指定へ向けた検討を行う、という調査です。指定されている物に関しては、行政の方に台帳の確認をしていただいて、

私たちの力をそういう未調査のところに使っていただいた方が知立市の文化財が増え、価値が新たに発見されていくと思います。そのことについて、最後に委員の意見をお聞きする場をとっていただきたいと思います。

委員長：次につなげるためにも情報交換の場を持つべきだと思います。

委員：状態の確認をし、記録するための調書は物件ごとに個票が必要です。

委員：私は建造物の専門ですので、文書の保存状態や所見というのは書けません。ただ建造物についてはできる限りのことはさせていただきます。

委員：私はこの知立神社の近隣に住んでいますが、すべての文化財を見たことはありません。台帳はあるが物がないということはあってはならないので、確認することは基本であり、進めていただきたいと思います。

委員：私は建造物が専門ですので第一に建造物を拝見したいです。また建造物以外のものを拝見できることは大変よい機会であり、例えば拝殿の棟札など建造物に関わる記録を拝見できることになれば文化財の価値を高めることにもなるので一通り拝見はしたいと思っています。

委員長：それでは、ただいまより調査を開始します。

(以後、確認調査)

事務局：資料が不足し、ご迷惑をおかけいたしました。本日のプレ調査を通してご意見いただけますでしょうか。

委員：調書の書式が記録を取るのに不向きでした。細かい部分の指示を書き込むため、各方向から撮影したモノクロ写真をつけてメモを取れるようにしなくてはなりません。図を描けるよう、方眼を切った用紙も必要です。また、集めたデータの管理方法も重要な問題であると思います。台帳が一元管理され、毎回の調査による変化が一括して管理される必要があります。これらはデジタル化され、最新のものが常に持ち出せる状態になっていることが必要です。本日の調査の中では、金石関係（金属・石造物）の専門がおらず、そのような委員を確保することは懸案事項の一つかと思いました。このような調査のローテーション、1年間の調査数、一通り終わるのに何年ほどかかるのか。可能であれば5年間隔で確認できると大きな汚損・破損に繋がる前に確認がとれると思います。私の知っている市では3年を目途に行っていました。

委員：その調査は、保護委員と行政職員とが対となって確認作業を行うという理解でよいですか。

委員：そうです。詳細は専門の者が見たほうが良いということは、少なくとも

私が専門の絵画や木彫物については実感しています。専門の人とその他の専門と見ることで認識が共有できるようになってきます。幸い知立市の指定文化財はさほど多くないため一通り共有しておくことは大事だと思います。10 年ほどかけて各委員が一通り確認できるような状態となれば文化財保護委員会としては具合がいいと思います。もちろん、新たな指定物件の発掘は別に考えていかなければなりません。

委員：本日は専門以外の分野の文化財を拝見でき、大変良い機会でした。ただその中で2点思うことがあります。美術工芸その他の管理確認は所有者にご負担をかけるものであり、破損の進行といった危惧もあるのですが、行政職員と専門分野の方が同行されるということであれば、私はむしろ新たな文化財の発掘というものに重点を置いており、確認と同時に所有者から提案された物件の確認もできるのであれば二つの目的が同時にかなうことになると思います。建造物に関しては昭和 25 年制定の文化財保護法以来、国・県・市町村指定という枠組みでしたが、平成 16 年に国土交通省と環境省で景観法ができると、景観法を適用する自治体は景観計画というものを出して、重点地域を作って景観重要建造物に指定ができます。愛知県内でも景観計画を立てているところでは景観重要建造物が文化財と同じように指定されていくという環境があります。平成 20 年に国土交通省、農林水産省、文部科学省の3省のもと歴史まちづくり法が制定されてからは、風致維持向上計画を作成する自治体に対して国から補助金が出されます。景観重要建造物や風致地区に指定された歴史的風致形成建造物は、指定文化財より緩やかな規制で、両者とも 200 万～300 万程度の補助金があります。歴史的背景をもつものに対して、文部科学省以外の省庁も含めて法律の輪が広がっており、条例や計画を作っているところではそのようなものが増えていくという環境があります。知立は市域もそれほど小さくなく歴史的建造物には限りがあると思いますが、新たな文化財の発掘に力を入れてみてはどうかと思います。行政としては市史が一段落したところかと思いますが、市史編さんではページ数の都合で掲載できなかったものもありました。せっかく文化財の確認作業を計画されるのであれば、それに連動して、所有者の方にあまりご負担のない形でそれを組み合わせて新たな文化財の発掘や再調査といったものを考えてはいかがでしょうか。市史で終わりではなくむしろ始まりであり、知立がもつ文化的資産は発掘すればまだあると思いますので、審議会としては次の指定の物件が出るような環境づくりをされるといいと思います。

委員：確認調査をやっていると、所有者が日頃から気になっているものにつ

いて「これなんだろう」と聞かれることがままあります。確認調査では、そのような情報が立ち上がりがちであるといえます。

委員：確認調査によって生じる破損のリスクはいかがですか。

委員：もちろんあるものもあります。ただ指定物件でそのようなリスクが生じるまで放置していたことが問題かと思います。通常、指定物件については指定時にコンディションを整えているはずなので、そのような状態であれば報告しなければなりません。絵画の場合は定期的を開いたほうがよいでしょう。開かないと例えばカビがそこから広がることもあります。開かれなかった納戸を開けたらシミという害虫が大行列をなして出てきたことも経験しました。定期的に開いて見たほうが文化財の保全にはよいと思います。新しく見つかるものに関しては、ずっと放置されてきたので開こうとするとパリパリと割れて開けないようなものもあります。そうしたものはあえて開かないようにする、あるいは重要なものであれば修復してから確認するということが考えられますが、専門の人であればそのような判断がつきます。

委員：国指定のものについては修理計画をつくって修復するのでしょうか、市指定の場合でも修復計画を立てるということになるのでしょうか。

委員：他市で重文の修理を行っていますが、最初の発見は市町村ということになるので、状態の把握に努めていかなければいけないと思います。指定管理調査は指定物件のコンディションの確認、もう一つは保管状態の確認がまずはメインです。やってみてわかるのは所有者への啓蒙という側面がとても大きいということです。所有者の代替わりや、共同体で役員が変わった場合などは、指定物件が重要なものであると所有者が感じなくなっていることはよくあります。文化財保護委員が訪問し、話をすることで認識が変わる場合もあります。

事務局：本日いただいたご意見を踏まえて検討を進めます。

委員長：時間がきておりますので、議題（３）その他について何かありますか。

事務局：（次年度の委員就任の依頼についてのお願い）

委員長：それではこれで終了します。

（正午終了）